

圧延鋼材の製造法承認に関する事項

改正要領

船用材料・機器等の承認及び認定要領

改正事項

圧延鋼材の製造法承認に関する事項

改正理由

圧延鋼材の製造法承認時の供試材の採取及び承認の範囲に関する要件においては、材料記号及び品種ごとに、また、これらの脱酸形式、細粒化元素、熱処理法、製鋼法及び造塊法を含む製造方法が同一とみなせる一溶鋼ごとに、最大製造板厚の供試材を採取する旨規定するとともに、鋼種に応じた承認の範囲を規定している。

上記要件は、当該鋼材の化学成分に関し、細粒化を目的として添加される元素のみを考慮したものとなっている。しかしながら、鋼材に特定の性能を与えることを目的とし、意図的に細粒化元素以外の合金元素が添加される場合、鋼材の諸特性は当該合金元素の添加量により異なると考えられるため、別途それらの影響についても考慮する必要がある。

今般、上記主旨に基づき、供試材の採取の際には、細粒化元素に加え、それら以外の合金元素の添加の有無及び添加量を考慮できるよう関連規定を改めるとともに、承認の範囲及び試験の詳細に関する要件を改めた。

改正内容

- (1) 供試材の採取に関する要件について、同一溶鋼とみなす条件に細粒化元素以外のその他合金元素を追記した。
- (2) 承認の範囲及び試験の詳細に関する要件について、製造方法が同一とみなす条件に、細粒化元素以外のその他の合金元素を追記した。